

「かごしま道のともしびパートナー」募集要項

1 目的

鹿児島県（以下「県」という。）では、安全で円滑な道路環境を確保するため、道路照明灯をはじめとする道路施設の適正な維持管理を県と協働で行っていただける企業又は団体（以下「ともしびパートナー」という。）を募集します。

2 「かごしま道のともしびパートナー」の概要

(1) ともしびプレート

- ① ともしびパートナーが県と協働で道路の維持管理を行っている旨を表示したプレート（以下「ともしびプレート」という。）は、道路照明灯の歩道側で維持管理上支障がない位置に、県が設置します。
- ② ともしびプレートの大きさは、横20 c m×縦30 c m、デザイン・色彩・材質等は、別図のとおりとなります。
- ③ 企業表示欄の大きさは、横15 c m×縦10 c mです。
- ④ 企業表示欄には、ともしびパートナーの企業又は団体名、ロゴ等を表示します。
- ⑤ 設置期間は、県が対象の道路照明灯に設置した日から、協定の終了日までとします。なお、天災・事故等により対象の道路照明灯を撤去、更新又は新設する必要が生じた場合は、協定期間内であっても、ともしびプレートが一定期間未設置若しくは公衆の目に触れない状態となることがあります。

(2) ともしびパートナーの役割

- ① 県の管理する道路の、道路照明灯をはじめとした道路附属物の破損、その他、交通の支障となる異常を見つけたときは、県に連絡していただきます。
- ② 道路の維持管理費の一部として1本1年間につき2万円の協賛金を納入していただきます。

(3) プレートを設置する道路照明灯

- ① 県が管理する国道及び県道上の、県が管理している道路照明灯が対象となります。
ただし、車道部に設置されているもの、電柱その他の施設に共架されているもの及びその他県が適切でないと判断するものは対象外とします。
- ② 募集は、道路照明灯1本につきプレート1枚とします。
- ③ ともしびパートナーが希望するともしびプレート枚数に制限はありません。

(4) 協定の締結

- ① ともしびパートナーとなる企業又は団体は、役割の内容や期間などについて、県と協定を締結していただきます。
- ② 協定の期間は3～5年間とします。

- (5) 実施開始
令和2年4月

3 募集の概要

- (1) 協賛企業等の応募資格

応募資格は、「かごしま道のともしびパートナー」実施要綱第3条の規定に該当する企業又は団体とします。

- (2) 募集方法

県のホームページ等に掲載して募集します。

- (3) 応募手続方法等

「かごしま道のともしびパートナー申込書」（様式1，様式2）に必要事項を記入の上，必要書類を添付して6の応募申込み先に持参又は郵送により提出してください。

なお，設置希望場所による応募申込み先の指定はありません。

- (4) 募集期間

随時募集

月曜日から金曜日（祝日等の休庁日を除く）の8：30～17：15の間受け付けます。

4 ともしびパートナーの決定等

- (1) 審査及び選定

- ① 提出された書類について，実施要綱第3条に基づき審査し，通知します。
- ② 県が申請者の希望する道路照明灯を確認の上，設置場所を決定します。
- ③ 同一路路照明灯に複数の応募があった場合，応募申込み順にて決定します。
- ④ 同一路路照明灯に複数の応募があった場合で，同一時間帯に受け付ける等応募申込み順が確定出来ないときは，希望契約期間の長い方を優先して選定します。
- ⑤ ③で選定出来ない場合，協賛本数が多い方を優先して選定します。
- ⑥ その他の事情により設置場所について希望に添えない場合は，速やかに連絡を行います。

- (2) 審査結果の通知

応募申込み後，2週間程度を予定しています。決定後，速やかに通知を行います。

5 協定の締結

審査の上，設置場所が決定した企業又は団体は県と協定を締結していただきます。

6 応募申込み・問い合わせ先

- 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
鹿児島県土木部道路維持課管理係
電話：099-286-3566
FAX：099-286-5623
E-mail：rm-kanri@pref.kagoshima.lg.jp

- 〒892-8520 鹿児島市小川町3-56
鹿児島地域振興局建設部建設総務課管理第一係・管理第二係
電話：099-805-7307・7308
FAX：099-805-7406
Mail：kago-kannri@pref.kagoshima.lg.jp

- 〒897-0031 南さつま市加世田東本町8-13
南薩地域振興局建設部建設総務課管理係
電話：0993-52-1373
FAX：0993-52-1371
Mail：minami-kanri@pref.kagoshima.lg.jp

- 〒895-8501 薩摩川内市神田町1-22
北薩地域振興局建設部建設総務課管理係
電話：0996-25-5548
FAX：0996-25-5556
Mail：kita-kanri@pref.kagoshima.lg.jp

- 〒896-1201 薩摩川内市上甕町中甕485-3
北薩地域振興局甕島支所総務用地係
電話：09969-2-0016
FAX：09969-2-1552
Mail：koshiki-kensetsu-somu@pref.kagoshima.lg.jp

- 〒899-5212 始良市加治木町諏訪町12
始良・伊佐地域振興局建設部建設総務課管理係
電話：0995-63-8349
FAX：0995-63-8345
Mail：airaisa-dokanri@pref.kagoshima.lg.jp

- 〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目16-6
大隅地域振興局建設部建設総務課管理第一係
電話：0994-52-2175
FAX：0994-52-2180
Mail：oosumi-const-kanri@pref.kagoshima.lg.jp

- 〒891-3192 西之表市西之表7590
熊毛支庁建設部建設課用地管理係
電話：0997-22-1136
FAX：0997-22-1460
Mail：kumage-youchikanri@pref.kagoshima.lg.jp

- 〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650
熊毛支庁屋久島事務所総務企画課用地管理係
電話：0997-46-2211
FAX：0997-46-2493
Mail：yaku-youchi@pref.kagoshima.lg.jp

- 〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3
大島支庁建設部建設課管理係
電話：0997-57-7332
FAX：0997-57-7362
Mail：oosima-k-kanri@pref.kagoshima.lg.jp

- 〒894-1506 大島郡瀬戸内町古仁屋船津36
大島支庁瀬戸内事務所総務課用地管理係
電話：0997-72-2111
FAX：0997-72-2204
Mail：seto-soumu-youti@pref.kagoshima.lg.jp

- 〒891-6201 大島郡喜界町赤連2901-14
大島支庁喜界事務所総務係
電話：0997-65-2091
FAX：0997-65-0896
Mail：kikai-soumu@pref.kagoshima.lg.jp

- 〒891-7101 大島郡徳之島町亀津7216
大島支庁徳之島事務所総務課用地管理係
電話：0997-82-1333
FAX：0997-82-1372

Mail : toku-soumu-youti@pref. kagoshima. lg. jp

○〒891-9111 大島郡和泊町手々知名134-1
大島支庁沖永良部事務所総務福祉課用地管理係
電話 : 0997-92-1632
FAX : 0997-92-1634
Mail : oki-soumu-youti@pref. kagoshima. lg. jp

附 則

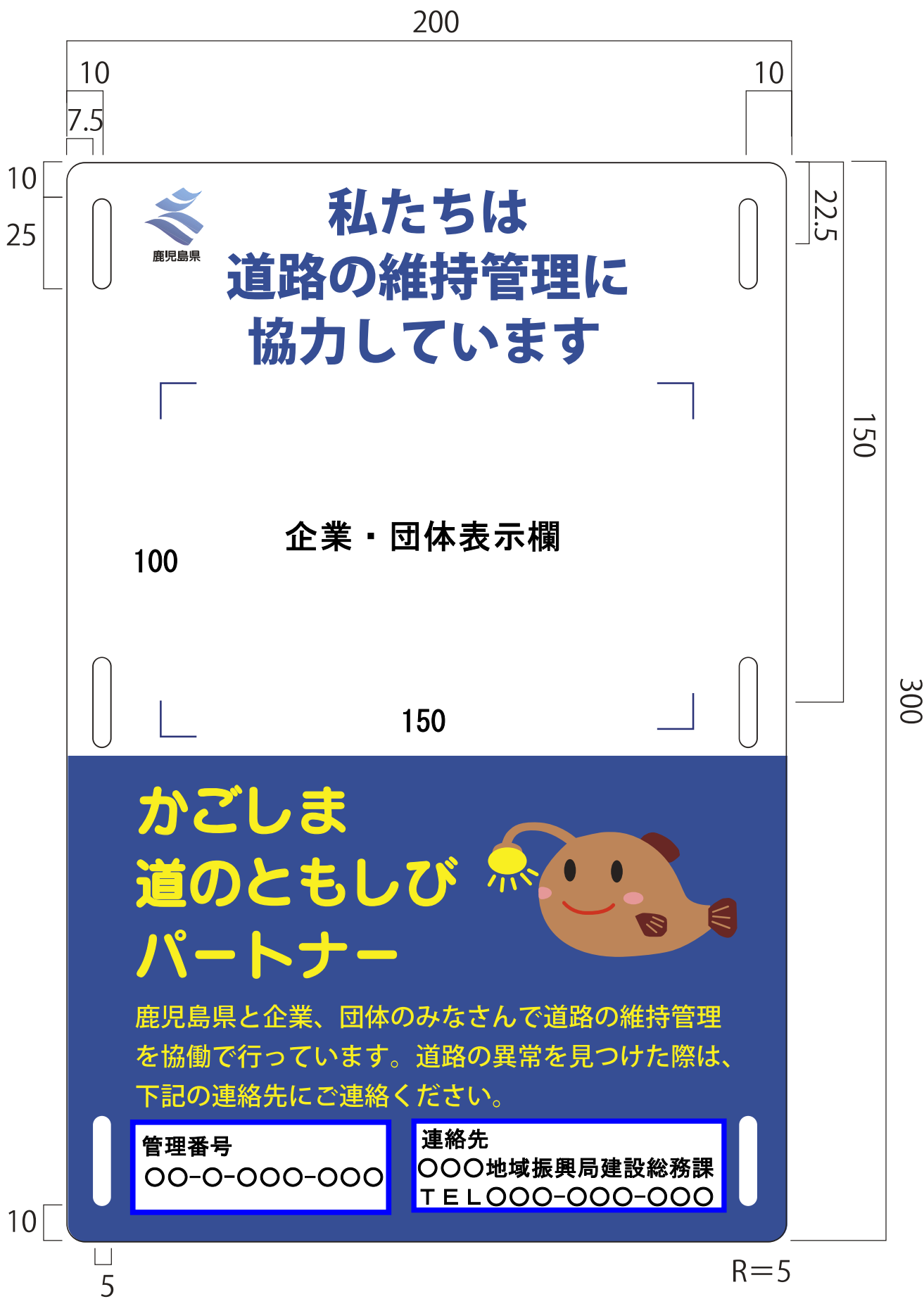
この要項は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から適用する。



様式2（企業等概要）

商号又は名称					
所在地					
ホームページ アドレス					
事業内容・ 目的					
役員に関する 事項 代表役員については、法人 登記簿に記載 されている住 所地を記載し、 その他の役員 については、 現住所を記載 する。	役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
			明治. 大正. 昭和. 平成 年 月 日		
			明治. 大正. 昭和. 平成 年 月 日		
			明治. 大正. 昭和. 平成 年 月 日		
			明治. 大正. 昭和. 平成 年 月 日		
			明治. 大正. 昭和. 平成 年 月 日		
			明治. 大正. 昭和. 平成 年 月 日		
			明治. 大正. 昭和. 平成 年 月 日		
備 考					

※「役員に関する事項」欄には応募団体等の代表者についてご記入ください。

法人の場合は、法人の役員等全員を含みます。

支店・支部などの場合は、支店長・支部長などです。

個人事業主の場合は、事業主ご本人です。